十一	（略）	（略）
（削る）	（削る）	
十二	（略）	
十三	（略）	六点
（削る）	（削る）	（略）
十四～十六	（略）	（略）
十七	当該年度において、重複投薬及び多剤投与の適正化に係る情報提供を行うこと。	三点
十八	（略）	五点
十九	（略）	（略）
二十	（略）	三点
二十一～二十四	（略）	（略）

八	（略）	（略）
九	当該年度において、次に掲げる取組を実施していること。 イ　毎月の特定健康診査の結果を記載した報告書を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に提出すること。 ロ　事業主に対して、当該事業主の健康診断に係る情報（四十歳未満の者に限る。）の提供を求めること。 ハ　事業主と連携し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法による電子資格確認（健康保険法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。十二の項において同じ。）に関する広報を実施すること	五点
十	（略）	（略）
十一	（略）	五点
十二	次のイの数を次のロの数で除して得た率が、百分の五十以上であること。 イ　令和六年十一月において、加入者が個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法による電子資格確認を受けた受診の回数（ただし、同一の加入者による同一の保険医療機関等における受診が複数回ある場合、その数を一として合計する。） ロ　令和六年十二月請求分として受け付けた診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（外来に係るものかつ電子情報処理組織の使用により請求されたものに限る。以下このロにおいて同じ。）の数（ただし、同一の加入者による同一の保険医療機関等における受診にかかる診療報酬明細書及び調剤報酬明細書が複数ある場合、その数を一として合計する。）	この項の上欄に規定する率から百分の五十を控除した率に十を乗じて得た点数に五点を合算した点数（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数とする。）
十三～十五	（略）	（略）
（新設）	（新設）	
十六	（略）	三点
十七	（略）	（略）
十八	（略）	二点
十九～二十二	（略）	（略）